

鳥取県立美術館開館直前カウントダウンイベント業務委託仕様書

1 委託業務名

鳥取県立美術館開館直前カウントダウンイベント業務（以下「本業務」という。）

2 業務の目的

全国最後発で整備を進める鳥取県立美術館（以下「当館」という。）は、現在、令和7年3月30日開館に向け、整備を進めてきているところである。

開館に向け、県立美術館の開館が間近に迫っていることを全県に周知するとともに、「アート」という幅広いジャンル構成される分野において、「作品鑑賞」だけではない美術館の楽しさ、特色を全面に打ち出すことによって、美術館に対する抵抗感や敷居の高さを低減させ、開館後の来館に繋げることを目的とする。

3 業務期間

業務期間は、契約締結日から令和7年3月21日までとする。

ただし、適正な業務の実施が困難と鳥取県が認めたときは、当該業務期間の途中であっても本業務に係る委託契約を解除することがある。

4 業務の内容

以下事業の実施及び事業全般にかかる企画調整・運営業務を行う。

(1) 実施場所

鳥取県西部地区、東部地区の2会場は必須とする。

(2) 開催時期

令和7年1月に西部地区又は東部地区、令和7年2月に1月に実施できていない地区の開催を基本とするが、これを限定するものではないため、適切な開催時期を設定、提案すること。1会場あたり2日間開催も可とする。

(3) 開催時間

企画内容により適切な時間を設定すること。

(4) 会場

雨天決行を基本とした会場を選定すること。

(5) イベント概要

- ①令和7年3月の当館開館に合わせて所在の倉吉市内で実施されるオープニングイベントにつながる機運醸成イベントを4（1）の場所で実施すること。
- ②4（1）の各会場で行う内容はすべて異なるものとするという制限は設けないこととする。
- ③イベントはワークショップ等をふんだんに取り入れた体験型の内容とすること。
- ④アート≠集客であることは十分に理解した上で下記（6）の集客目標を念頭に置いたイベント内容とし、本事業の趣旨のとおり、幅広いジャンルで構成されるアートの可能性を広げられるコンテンツを盛り込ませること。
- ⑤未来をつくる美術館のイベントとして、「鳥取県内初」の集客が見込めるコンテンツを盛り込ませること。
- ⑥本イベント参加者が開館後の当館への来館を促す仕組みを組み込むこと。
- ⑦他で計画されているイベントや企業、団体等とのコラボレーションは可とする。ただし、社会通念上、「県立美術館」がコラボするに相応しい相手方のみ可とする。また、主となる内容は本事業とする。

(6) 集客目標

トータル6,000名以上

(7) 会場運営業務

- ① 運営業務に必要なシナリオ、台本、計画書の作成を行うとともに、各会場内には、企画するプログラムに

応じて、舞台、音響、照明等必要な設備を設置し運営し、運営に必要な資材や運営スタッフ等についても準備すること。イベント終了後は、設置した設備等を速やかに撤去すること。

- ② 設備等の設置・撤去について、来場者等の安全の確保及び時間内の完了のため、事故や時間内に完了できない場合等に備えたバックアップ体制も含め、十分検討し、実施すること。
- ③ イベント開始、終了、搬入出時における来場者の安全な誘導方法について十分検討し、実施すること。
- ④ 会場内及び会場周辺においては、来場者の安全を最優先として、各プログラムの運営に支障がない警備計画を作成し、安心安全な警備を実施すること。警備計画を作成するにあたっては、各会場における適切かつ安全な来場者・交通の誘導方法その他防火・防犯に対応できる必要な警備員の配置計画及び警察、消防、救急等官公庁との連携・協力を前提とした安全対策を策定すること。
- ⑤ 会場内のごみ処理については、ごみ置き場の設置場所や分別・収集方法など、管理者と事前に協議のうえ、対応すること。
- ⑥ イベント開催にあたっては県内事業者、各種団体と積極的な連携や活用をすること。
- ⑦ イベント開催にかかる官庁等各種許可申請等に必要な申請資料の作成及び届け出等の手続きを行うこと。
- ⑧ イベント開催にかかる関係機関（警察、消防署等含む）との連絡調整を行うこと。
また、イベント開催に必要な駐車場や会議室、控室の確保等、運営・設営に係る詳細についても調整すること。
- ⑨ 必要に応じ、保険等に加入すること。
- ⑩ その他事業全般にかかる企画調整・管理運営に関し、鳥取県の求めに応じて、鳥取県と協議のうえ対応すること。

(8) 広報に関する業務

- ① 集客目標を念頭に置いた効果的に宣伝し、鳥取県内はもとより全国から本事業への集客を図るため、戦略的な広報・プロモーション計画を策定すること。
- ② イベントを広報するための統一コンセプトをはじめ、キービジュアル、活用する広報媒体・手法などについて、企画・実施すること。
- ③ SNSを活用した若者向けの効果的な発信を企画・実施すること。

5 本業務の実施体制等

(1) 事業統括責任者

本業務を円滑に実施できるよう、事業統括責任者を配置すること。

(2) 事業スタッフ

本業務を円滑に実施するために必要な人員を適切に配置すること。

(3) 打合せ・報告に関する要件

受託者は、本業務を実施するにあたり、スケジュール等に十分配慮し、鳥取県等との打合せ・報告等を行うこと。

6 仕様等の変更

受託者がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ鳥取県と協議し、鳥取県の承認を得ること。

7 本業務の実施にあたっての留意事項

- (1) 本業務の経理を明確にするため、受託者は他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。
- (2) 本業務に関連する書類・領収書等は契約締結後5年間保存すること。
- (3) 本業務の実施に当たり、届出等が必要な場合には、遺漏なく行うこと。
- (4) 業務を鳥取県の承認を受けないで、再委託してはならない。また、次のア～イのいずれかに該当する場合は、鳥取県は再委託の承認をしない。ただし、特段の理由がある場合は、この限りでない。

- ① 再委託の契約金額が委託料の額の50パーセントを超える場合
- ② 再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合
- (5) 受託者は、(4)の規定により第三者に再委託を行う場合、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、鳥取県に対して責任を負わせなければならない。
- (6) 個人情報の保護
 - ① 受託者は、本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項」(以下「特記事項」という。)を遵守しなければならない。
 - ② 受託者は、(4)の規定により本業務を鳥取県の承認を受けて第三者に再委託する場合、当該受託者に対して特記事項を遵守させなければならない。
- (7) 受託者は、本業務を実施するに当たり、仕様書に記載されていない事項や課題等が発生した場合には、速やかに鳥取県に連絡すること。
- (8) 映像、掲示等で特許権、著作権等に関わるもの(出品作品画像等)を採用しようとする場合は、鳥取県と協議を行い、指示を受けるものとする。
- (9) その他、必要に応じて鳥取県等と協議を行うこと。

8 実績報告

- (1) 受託者は、業務完了後20日以内又は令和7年3月21日のいずれか早い日までに、実績報告書を作成し、A4サイズで提出すること。当該実績報告書には、次の内容を含むものとする。
 - ・事業概要
 - ・事業実施体制
 - ・事業内容及び成果
 - ・収支報告等
- (2) 業務完了検査
 - 鳥取県は、(2)の実績報告書を受理したときは、その日から10日以内又は令和7年3月31日のいずれかの早い日までに本業務の完了を確認するための検査を行わなければならない。

9 権利の帰属

本業務により新たに制作した制作物(データ、ウェブサイト、イラスト、写真、文章、デザイン物、プログラム等)の著作権(著作権法第21条から28条に定める全ての権利を含む。)は鳥取県に譲渡するものとし、鳥取県はこれらの制作物を無償で自由に二次利用できるものとする

別記

個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 乙は、業務に従事している者又は従事していた者（以下「従事者」という。）が、当該業務に関して知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(目的外保有・利用の禁止)

第3条 乙は、業務の目的以外の目的のために、業務に関して知り得た個人情報を保有し、又は利用してはならない。

(第三者への提供の禁止)

第4条 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を第三者に提供してはならない。

(再委託等の禁止)

第5条 乙は、業務を第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲が書面により承諾した場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合、乙は、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を前項の第三者（以下「再委託先」という。）にも遵守させなければならない。この場合において、乙は、再委託先における個人情報の取扱いを管理し、監督しなければならない。

(個人情報の引渡し)

第6条 業務に関する甲乙間の個人情報の引渡しは、甲が指定する方法、日時及び場所で行うものとする。

2 乙は、業務を行うために甲から個人情報の引渡しを受けるときは、甲に対し当該個人情報を預かる旨の書面又は電磁的記録を交付しなければならない。

(複製・複写の禁止)

第7条 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務において利用する個人情報（業務を行うために甲から引き渡され、又は乙が自ら収集した個人情報をいう。以下同じ。）を複製し、又は複製してはならない。

(安全管理措置)

第8条 乙は、業務において利用する個人情報を取り扱うに当たり、甲と同等の水準をもって、当該個人情報の漏えい、滅失、毀損又は不正な利用（以下「漏えい等」という。）の防止その他の当該個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(事故発生時における報告)

第9条 乙は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、当該事故の発生に係る乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、直ちに甲に対し報告し、その指示に従わなければならない。

2 甲は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(個人情報の返還等)

第10条 乙は、この契約又は業務の終了時に、業務において利用する個人情報を、直ちに甲に対し返還し、又は引き渡すものとする。

2 前項の規定にかかわらず、この契約又は業務の終了時に、甲が別に指示したときは、乙は、業務において利用する個人情報を廃棄（消去を含む。以下同じ。）するものとする。この場合において、乙は、個人情報の廃棄に際し甲から立会いを求められたときは、これに応じなければならない。

3 乙は、業務において利用する個人情報を廃棄する場合は、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の

物理的な破壊その他当該個人情報の判読及び復元を不可能とするために必要な措置を講じなければならない。

- 4 乙は、業務において利用する個人情報を廃棄したときは、廃棄した日時、担当者、方法等を記録するとともに、甲の求めに応じて、当該記録の内容を甲に対し報告しなければならない。

(定期的報告)

第 11 条 乙は、甲が定める期間ごとに、この特記事項の遵守状況について書面で報告しなければならない。

第 5 条第 1 項ただし書により再委託先がある場合も、同様とする。

(監査)

第 12 条 甲は、業務において利用する個人情報の取扱いについて、この特記事項の遵守状況を検証し、又は確認するため、乙（再委託先があるときは、再委託先を含む。以下この条において同じ。）に対して、実地における検査その他の監査を行うことができる。

- 2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して、必要な情報を求め、又は業務に関し必要な指示をすることができる。

(損害賠償)

第 13 条 乙の責めに帰すべき事由により、乙が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例（令和 4 年鳥取県条例第 29 号）又はこの特記事項の規定の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。

- 2 乙又は乙の従事者（再委託先及び再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、乙は、これにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

- 3 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償したときは、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第 14 条 甲は、乙が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例又はこの特記事項の規定の内容に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

(死者情報の取扱い)

第 15 条 乙が業務を行うために死者情報（鳥取県個人情報保護条例第 2 条第 1 項第 6 号に規定する死者情報をいう。以下同じ。）を利用する場合における当該死者情報の取扱いについても、第 2 条から前条までと同様とする。

(注 1) 甲は鳥取県、乙は受託者をいう。